

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月6日

大阪税関長 清水雄策

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
株式会社日新  神奈川県横浜市中区尾上町6丁目81番地	株式会社日新 堺ロジスティクスセンター  大阪府堺市堺区築港八幡町183番地3	廃業	—	令和7年 2月28日